

平成 1 9 年度水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

岩倉市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

岩倉市とする

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

・助成水田

水田台帳、過去の生産調整実績等

(畦畔が含まれない田本地面積であること及び 8 月 1 日において、かい
廩等が行われていないこと。)

(3) 生産調整実施者の確認方法

・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

・東海農政局消費・安全部から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及び一つ
の取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべて満たす場合に
おける取扱い

・主たる取組み(最も単価の高いもの)に対して交付

・転作作物作付助成と利用集積助成はいずれかとし、重複交付はしない。

・ただし、「転作作物作付助成」と「転作作物作付助成(担い手加算)」
については、重複して交付する。

(6) その他の共通事項

・作付面積

実測、土地登記簿等の公的資料との照合等

通常の収穫、通常の肥培管理、土地利用集積、水稻の作付けが行われてい
ないこと。

現地見回り(確認日:水稻の作付けが行われていないこと 8 月 1 日~ 3 0
日、麦: 5 月 1 日~ 3 0 日、大豆: 8 月 1 日~ 3 0 日、一般作物、特例作
物: 5 月 1 日~ 3 0 日・ 8 月 1 日~ 3 0 日、調整水田: 8 月 1 日~ 3 0 日)

・規模要件

実測、土地登記簿等の公的資料との照合等

ほ場位置図

・その他

全作業受託等の場合、受委託契約書の写し

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業
 (1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			2,970,000	2,970,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分						
		担い手集積加算事業分						
	基本部分		63,000		63,000			
	担い手集積加算		9,000			9,000		
計			3,042,000	2,970,000	63,000	9,000		

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、千円、円/10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	活 用 額					計	支払時期	備考
		産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業			
			基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
111	転作作物作付助成	1,326					1,326		
	麦	100					100	3月 1ha×10,000	
	大豆	60					60	3月 0.6ha×10,000	
	一般作物	900					900	3月 9ha×10,000	
	特例作物	200					200	3月 4ha×5,000	
	調整水田	66					66	3月 4.1ha×2,000	
111	利用集積	1,444					1,444	3月 4.8ha×30,000	
A11	転作作物作付助成(担い手加算)		63	9			72	3月 4.8ha×15,000	
7D3	協議会運営費	200					200	随時	
	米価下落等の補てん(基本部分)								
	米価下落等の補てん(担い手集積加算)								
	(前年度分)								
	(当年度分)								
	計	2,970	63	9			3,042		

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
 (ア) 各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成
使途の分類	111
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水田1枚を単位として出納の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・米の生産調整をする上で有効であり、農業者等の経営改善に資することができる。 ・水田を活用し、耕作放棄田の発生を未然に防ぐことができ、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)(以下「農業者等」という。) ・法人格を有しない生産集団に交付する場合であっては、当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「運用要領」という。)第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。))の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ただし、岩倉市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなし、交付対象とする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことを確認された場合には、助成対象となり得る。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことを確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。 <ul style="list-style-type: none"> ア、実際の耕作者が、当核助成水田に係る権限を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。 イ、実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権限を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>対象作物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする作物は、別表とする。 ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稲の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く)を行わない水田1枚を単位として作付けされており、通常の状態で作付されていること。

確認方法	<p>(遠方への出作者がいる場合) 協議会をまたがって耕作している者の取扱い</p> <p>・申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、一宮市、江南市、小牧市、北名古屋市、大口町にあっては本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合当該水田は助成対象から除外するものとする。</p>	
助成水準 (助成額の算定方法)	麦・大豆の作付け	10,000円以内 / 10a
	一般作物	10,000円以内 / 10a
	特例作物	5,000円以内 / 10a
	調整水田	2,000円以内 / 10a
単価調整の方法	<p>本用途において定めた活用額に対して実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途へ流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初予定額 + 流用を受けた額) ÷ 農家への助成予定総額</p> <p>ただし、流用を受ける額は、担い手集積加算事業分は除く。</p>	

助成対象作物等

作物名		作物の種類
麦類		麦
大豆類		大豆
一般作物	景観形成作物	レンゲ・コスモス・ナノハナ・マリーゴールド・ヒマワリ
特例作物	野菜	ネギ・かぼちゃ・キュウリ・トマト・ほうれんそう えだまめ・はくさい・サニーレタス・カリフラワー その他野菜類
調整水田		調整水田(全体)、調整水田(部分)

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（担い手加算）
使途の分類	A 11
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以上の利用集積をし、麦、大豆、景観形成作物を作付けした担い手農業者に助成する。
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・米の生産調整をする上で有効であり、農業者等の経営改善に資することができる。 ・効率的な土地利用が図られ、耕作放棄田の発生を未然に防ぐことができ、地域内の良好な水田環境の保全ができる。
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）（以下「農業者等」という。） ・法人格を有しない生産集団に交付する場合であっても、当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ただし、岩倉市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなし、交付対象とする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことを確認された場合には、助成対象となり得る。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことを確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。 <p>又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。</p> <p>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受委託を受けていること。</p> <p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることに付いて、権限を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</p> <p>地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。</p> <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自ら2以上の主要作業が実施され、対象作物が作付けされている水田が2ha以上であること。 <p>対象作物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする作物は、麦・大豆・景観形成作物（レンゲ、コスモス、ナノハナ、マリゴールド、ヒマワリ）。 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稲の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けされており、通常の状態では栽培されていること。

<p>確認方法</p>	<p>土地集積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業受委託契約書確認 ・ 担い手農家の確認 ・ 岩倉市水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 ・ 協議会をまたがって耕作している者の取扱い ・ 申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、一宮市、江南市、小牧市、北名古屋市、大口町にあつては本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合当該水田は助成対象から除外する。
<p>助成水準</p>	<p>1,500円以内 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途において定めた活用額に対して実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。ただし、本用途分は他の用途には流用できない。</p> <p>なお、上記によつても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初予定額 + 流用を受けた額) ÷ 農家への助成予定総額</p>

助成金の使途 の名称	利用集積
使途の分類	111
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以上の利用集積をし、麦、大豆、景観形成作物を作付けした農業者に助成する。 ・当該年度に水田1枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。 ・担い手農業者及び農業者に農地を集積し作業の効率を図る。
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・米作との複合経営により、農業者の経営改善に資することができる。 ・景観形成作物、大豆、麦の計画的な作付けにより、作業が分散できる。 ・水田を活用し、耕作放棄田の発生を未然に防ぐことができ、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）（以下「農業者等」という。） ・法人格を有しない生産集団に交付する場合であっても、当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っており、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ただし、岩倉市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産数量目標の配分を受けていない、又は、集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなし、交付対象とする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことを確認された場合には、助成対象となり得る。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことを確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。 <p>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受委託を受けていること。</p> <p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権限を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</p> <p>対象作物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦 ・大豆 ・景観形成作物（レンゲ、コスモス、ナノハナ、マリ・ゴ・ルド、ヒマワリ） ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自ら2以上の主要作業が実施され、対象作物が作付けされている水田が2ha以上であること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稲の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けされており、通常の状態で作付けされていること。

確認方法	<p>(遠方への出作者がいる場合) 協議会をまたがって耕作している者の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、一宮市、江南市、小牧市、北名古屋市、大口町にあっては本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合当該水田は助成対象から除外するものとする。 <p>土地集積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業委託契約書確認
助成水準	<p>利用集積(2ha以上) 30,000円以内/10a</p>
単価調整の方法	<p>本用途において定めた活用額に対して実際に算定した所要額が上回るということが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途へ流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初予定額 + 流用を受けた額) ÷ 農家への助成予定総額</p> <p>ただし、流用を受ける額は、担い手集積加算事業分は除く。</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費																																										
使途の分類	7D3																																										
具体的内【支出項目】	・協議会の運営を行うのに必要な、数量・面積等の確認をするための経費、交付金等申請に必要な経費について助成をおこなう。																																										
効 果	・協議会運営費の執行が図られることで、岩倉市の水田農業構造改革の推進に資する。																																										
助成要件【支出の対象】	旅費：助成要件の確認に係る旅費及び研修等協議会の活動に係る経費 事務等経費：協議会に係る消耗品、会議費、印刷製本費、通信運搬費																																										
確認方法	旅費：旅行命令簿、復命書、領収書、参加者名簿 会議費：出席者名簿、領収書 印刷製本費：領収書、成果品 消耗品：領収書、成果品写真 郵送運搬費：領収書																																										
助成水準【助成要件】	<table border="0"> <tr> <td>旅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・10人×2,500円</td> <td></td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 窓付封筒</td> <td>2,000枚×30</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td> コピー用紙</td> <td>2,000枚×2</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td> 事務用品</td> <td></td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td> 表示板</td> <td>10,000×3</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総会、会議のお茶代300円×50人</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・25円×1,000部</td> <td></td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・80円×50</td> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>・50円×20</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	旅費			・10人×2,500円		25,000円	消耗品費			窓付封筒	2,000枚×30	60,000円	コピー用紙	2,000枚×2	4,000円	事務用品		36,000円	表示板	10,000×3	30,000円	会議費			・総会、会議のお茶代300円×50人		15,000円	印刷製本費			・25円×1,000部		25,000円	通信費			・80円×50		5,000円	・50円×20		1,000円
旅費																																											
・10人×2,500円		25,000円																																									
消耗品費																																											
窓付封筒	2,000枚×30	60,000円																																									
コピー用紙	2,000枚×2	4,000円																																									
事務用品		36,000円																																									
表示板	10,000×3	30,000円																																									
会議費																																											
・総会、会議のお茶代300円×50人		15,000円																																									
印刷製本費																																											
・25円×1,000部		25,000円																																									
通信費																																											
・80円×50		5,000円																																									
・50円×20		1,000円																																									
単価調整の方法	(当初の計画より実績が増加した場合) ・推進協議会構成団体の助成により不足分を補う																																										

3 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
5 8 8	5 8 8	
合 計	5 8 8	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
588	588	